

第3号議案

令和3年度 事業計画（案）

令和2年度は、コロナウイルスで始まりコロナで終わりの年となりました。開催予定であった2020東京オリンピックは順延となり、誰もが我慢我慢の年でありましたが、今年度は、ワクチン接種が始まる等明るい話題もあり、今後に期待をかける人も多いと思います。

しかしながら、経済や雇用はまだまだ不安定な状況にあり、先が見通せない状況が続いています。

福井県内では、新幹線の工事の遅れに伴う経済の損失や、原子力の問題。相変わらずの雪対策の遅れ等、県民や市場への課題は山積みになっております。また、全国どこで起こってもおかしくない大規模災害についても、今年度は重点的に協議を重ねていきたいと思っております。

また、公社の管理型処分場閉鎖の問題や、法律以上に厳しい地方ルールの問題。市・町で処理できない一般廃棄物の問題等についても早々の協議が必要と思っております。

協会は、昨年度総会に於いて「産業廃棄物協会」から「産業資源循環協会」に名称変更をいたしました。組織の名称が変わって2年目の今年度も、基本方針「～胸を張ってものが言える協会となるために～」を掲げ、会員企業や会員従業員のレベルアップに努め、その存在意義が誰からも理解され、認められるために一層の努力をいたしますので、皆様のご協力をどうかよろしくお願いいたします。

(公益的事業)

1 産業廃棄物適正処理普及・推進事業

- ・ 不法投棄の未然防止と不法投棄廃棄物の早期発見を目的に、各健康福祉センターが主催する「不法投棄防止連絡協議会」と協働してパトロールを行うなど、広く一般に不法投棄防止意識を周知します。また、不法処理された廃棄物をそのままにしておくと、生活環境上の支障も想定されることから健康福祉センター等の要請に基づいて、撤去作業への協力も行います。
- ・ 廃棄物は不適切に扱くと生活環境上支障を生ずることがあることから、人から産業廃棄物の処理の委託を受ける場合にあっては法に基づき専門的知識及び技能を有する者が許可を受けて行わなければならないとされており、その許可を受けるために必須条件となっている許可講習会を行います。
- ・ 日頃の業務を通じて感ずる疑問・質問や提案を行う「行政との懇談会」や業界の要望や問題点の共有を図るため「顧問議員との懇話会」を開催します。
- ・ 廃棄物処理法はその解釈が非常に難解であり、改正もたびたび行われるため、その改正を知らずに違反を犯す恐れもあることから、これらをいち早く周知するための講習会や啓発用印刷物の提供をしました、新入社員等経験年数が浅い従業員に対し、廃棄物処理法や具体的手続き等に関する基礎的知識を習得させることを目的とした「新人実務者向け講習会」を開催いたします。
- ・ 廃棄物処理業は建設業と並び労働災害が多いと指摘されていることから、現場における労働災害を減らすための研修会等を開催します。
- ・ 廃棄物の処理に関する新しい技術や法改正の動き、各種判例や取り扱いなどを周知することを目的に、機関紙「さんぱい福井」を年4回程度発行しておりますが、これも継続発行いたします。
- ・ 事業者が廃棄物処理を他人に委託する場合は委託契約を交わすとともに、廃棄物に管理票（マニフェスト）を付けて出すことが義務付けられています。そこで、法的要件を満たした標準委託契約書や番号を付して全国を一元的に管理できるマニフェストを頒布して、廃棄物の適正処理に関する制度の普及を図ります。また、併せて国が進めている電子マニフェストや優良認定事業者制度に関する講習会等も希望に応じて開催いたします。

(共益的事業その他)

2 会員の資質向上業・その他事業

- ・ 会員の新技术習得や会員同士の親睦を図るため、県内外の先進事例地を見学する「会員研修旅行」を行うほか、新たに、従業員が廃棄物に関する区分や委託契約、マニフェスト等の日々の業務に関わる中で疑問を抱えている従業員のために、「産業廃棄物実務者研修会」を開催して、産業廃棄物処理業に従事する会員従業員の資質向上に努めます。
- ・ 廃棄物処理業はどちらかといえば周囲から敬遠されがちな事業であります。この原因の一つに我々の事業が十分に理解されていないことが挙げられます。そこで、協会のイメージアップ事業や地域との融和を図り、施設の地域開放や地域事業への参加など、処理業界のイメージアップを図ろうとする会員に対し、それに要した経費の一部を助成したいと考えております。
- ・ 協会の活動に賛同して応援していただける人材（弁護士、会計士、行政書士等の有識者）を必要に応じて顧問や相談役あるいはサポーターなどとして就任していただき、この方たちとの連携・交流を深めます。
- ・ そのほか、保健所単位に設置している各ブロック会員がブロック内で独自の活動を行う場合に要する費用に助成を行うほか、これからの産業廃棄物業界を担う青年部が行う活動にも経費の一部を助成します。
- ・ 会員を始め一般県民等が産業廃棄物についての理解を深めていただくことを目的に協会のホームページを充実します。併せて、協会ホームページの中に会員専用ページ（専用 ID や PW が必要です）を設け、特に重要だと思われる事項やお得情報などを希望する会員に提供いたします。
- ・ これまで同様、全国産業資源循環連合会や信越北陸地域協議会など廃棄物関連団体に加え、近畿地方整備局、環境省中部環境事務所などとも連携を深め大規模災害時における廃棄物処理に関する応援体制等の検討を行います。

令和3年度中における会議、その他事業の計画

○通常総会

年に1回の通常総会を開催します。なお、必要に応じて臨時総会も開催します。

○理事会・三役会

協会の運営のための理事会を概ね2か月に1回程度開催し、収支の状況を始め本総会で承認された事業計画ならびに各委員会等で策定した事業計画についての内容を審議します。

三役会については特に審議が必要な事項について、随時開催します。

○各委員会および部会

委員会については付託された事項について、また、部会については委員会の議題になっていない専門的な議題について概ね年間3～6回の頻度で開催します。

○その他

許可更新を迎える会員に対し、1年前および半年前に、許可期間が満了する旨の通知や、許可を受けるために必要な講習会の案内をいたします。

また、会員等からの質問に対して随時対応するほか、希望する会員には許可更新書類作成に関する事前審査や書き方指導等も行います。

そのほか、会員が知っているといわれる情報については都度、文書等を発送するほか、ホームページの会員専用ページに記載します。

優良会員および会員企業に従事する優良従業員に対する協会長表彰や（公社）全国産業資源循環連合会表彰への内申等を行い、会員および従業員の意欲向上に努めます。

注：全国産業廃棄物連合会は平成30年4月から全国産業資源循環連合会に名称変更しました。